

広告募集案内【定数制】
(広告付物品提供募集仕様書)

広告付の「婚姻届の書き方」を提供してくださる事業者を以下のとおり募集します。

■募集概要

名 称	広告付「婚姻届の書き方」	
内 容	婚姻届を記入する際の書き方見本及び注意事項等を説明する案内書を本市が指定する内容でデータを作成し、印刷物を納品してください。	
規格	サイズ	297mm×420mm (A3)
	仕様等	1 紙色：ピンク(両面)の透けない用紙 2 色数：1色(黒文字) 3 折り：長辺を半分に二つ折り 4 その他：別紙参照(別紙は前回発行物のため、原稿は修正予定です)
募 集 数	38,400枚(昨年：42,650枚)	
配 布 期 間	令和8年4月1日から令和9年3月31日まで	
配 布 方 法 (対象者・場所等)	18区戸籍課及び行政サービスコーナーにおいてラック等に置き、希望者へ配布	
納 入 期 限	令和8年3月13日	
納 入 方 法	各区役所戸籍課戸籍担当(18か所)及び各行政サービスコーナー(9か所)及び市庁舎へ納品 【別表】納入場所一覧(納品部数は別途協議)	
備 考	表面データの文書校正、確認は本市が行いますので、別途指定する期日までに広告面を含む印刷データをご提出ください。	

▼表紙画像：前回(7年4月)発行分

(上に貼りつけてください)



※詳細は別添参照

■広告内容

掲載場所	スペース(縦×横)	枠数	色数
婚姻届の書き方(A3) 裏面のうち右A4サイズ相当分	297mm×210mm程度	1枠(4枠程度まで分割可)	任意(カラーも可)

■広告掲載に関する条件

横浜市広告掲載要綱、横浜市広告掲載基準その他の広告関連規程を遵守してください。

広告は次に掲げる関連事業の業種・事業者に限定します。

- ・ブライダル関連事業
(結婚式場、ブライダル情報出版社、生花店、ジュエリー、美容・化粧品関連業、写真関連業、ペーパーアイテム関連(招待状作成等)、服飾関係(ドレスショップ等))
- ・生活準備関連事業
(不動産事業者、旅行代理店、家具販売、保険サービス、引越しサービス)

■原稿の制作等

広告原稿提出締切	事業者選定後に調整
----------	-----------

- ※ 原稿内に、「広告」である旨を明記してください。
- ※ 物品等の製作前に原稿内容の審査を受けてください。
- ※ 広告掲載基準等に基づき、広告内容等の修正をお願いする場合がありますので、あらかじめご了承ください。

■申込み

申込条件	広告代理店のほか、広告主自らのお申込みも可能です。
申込方法	申込書（別紙）をEメール又はFAX等で下記申込先へ送付してください。 ※お申込み時に広告主が決定していない場合は、決定後速やかに広告主の審査を受けてください。
事業者選定方法	先着順 ※1日単位で締めきります。同日に受けたお申込は同順位として取扱います。 同日内に複数のお申込があった場合は、横浜市が抽選を行い、決定します。 ※「同日」の扱いは、原則開庁時間とします。（午後5時15分より後に受領した申込書は、翌開庁日の午後5時15分までに受領した申込書と同順となります。）
募集開始日	令和7年12月19日（金）
申込期間	令和7年12月19日（金）～令和8年1月5日（月）
申込先	（担当課名）横浜市市民局窓口サービス課 （所在地）〒231-0005 横浜市中区本町6丁目50-10 （TEL/FAX）TEL 045-671-2176 / FAX 045-664-5295 （Eメール） sh-madoguchi@city.yokohama.lg.jp

設置場所	郵便番号	所在地	納品日（仮）	令和8年3月13日
			配布期間	令和8年4月1日 ～令和9年3月31日
市民局窓口サービス課	231-0005	中区本町6-50-10		100
鶴見区役所戸籍課	230-0051	鶴見区鶴見中央 3-20-1		2,500
鶴見駅西口行政サービスコーナー	230-0062	鶴見区豊岡町2-20		400
神奈川区役所戸籍課	221-0824	神奈川区広台太田町 3-8		500
西区役所戸籍課	220-0051	西区中央1-5-10		1,500
横浜駅行政サービスコーナー	220-0011	西区高島2-25-5		1,000
中区役所戸籍課	231-0021	中区日本大通3 5		2,000
南区役所戸籍課	232-0024	南区浦舟町2-3 3		2,600
港南区役所戸籍課	233-0003	港南区港南4-2-10		1,000
上大岡駅行政サービスコーナー	233-0002	港南区上大岡西1-9-B-1		100
港南台行政サービスコーナー	234-0054	港南区港南台3-3-1 港南台214ビル3F		200
保土ヶ谷区役所戸籍課	240-0001	保土ヶ谷区川辺町2-9		2,000
旭区役所戸籍課	241-0022	旭区鶴ヶ峰1-4-12		3,000
二俣川駅行政サービスコーナー	241-0821	旭区二俣川2-50-14 ジョイナステラス1 5階		500
磯子区役所戸籍課	235-0016	磯子区磯子 3-5-1		1,500
金沢区役所戸籍課	236-0021	金沢区泥亀2-9-1		1,000
港北区役所戸籍課	222-0032	港北区大豆戸町26-1		2,500
新横浜駅行政サービスコーナー	222-0033	港北区新横浜2-100		200
日吉駅行政サービスコーナー	223-0061	港北区日吉2-1-1		200
緑区役所戸籍課	226-0013	緑区寺山町118		1,700
青葉区役所戸籍課	225-0024	青葉区市ヶ尾町 3 1-4		4,000
あざみ野駅行政サービスコーナー	225-0011	青葉区あざみ野2-1-2		200
都筑区役所戸籍課	224-0032	都筑区茅ヶ崎中央 3 2-1		3,000
戸塚区役所戸籍課	244-0003	戸塚区戸塚町16-17		3,000
戸塚行政サービスコーナー	244-0003	戸塚区戸塚町16-17		0
東戸塚駅行政サービスコーナー	244-0801	戸塚区品濃町692		200
栄区役所戸籍課	247-0005	栄区桂町 3 0 3 -19		1,000
泉区役所戸籍課	245-0024	泉区和泉中央北5-1-1		1,000
瀬谷区役所戸籍課	246-0021	瀬谷区二ツ橋町190		1,500
			納品数合計	38,400

【見本】原稿を修正する場合があります。

【見本】表面

婚 姻 届	
令和〇年〇月〇日届出	
(届出先) 横浜市〇〇区長	
<p>(1)</p> <p>夫になる人</p> <p>姓 名 神奈川 太郎</p> <p>生年月日 昭和(平成)12年7月24日</p> <p>妻になる人</p> <p>姓 名 横浜 花子</p> <p>生年月日 昭和(平成)12年9月16日</p> <p>(2)</p> <p>住所</p> <p>□同右 神奈川県〇〇郡〇〇町〇〇 35番地 15〇〇マンション B-104 世帯主□同右 神奈川 太郎</p> <p>□同左 横浜市〇〇区〇〇〇1丁目 1番地 号 5-201号 世帯主□同左 横浜花子</p> <p>(3)</p> <p>本籍</p> <p>京都市〇〇区〇〇町 138番地 8 筆頭者の氏名 神奈川 和子</p> <p>川崎市〇〇区〇〇町 5番地 筆頭者の氏名 横浜一郎</p> <p>父 母 と び 養父母の氏名 父母との続き柄 右記の養父母以外 にも養父母がいる 場合にはその他の欄 に書いてください</p> <p>父 神奈川 健一 続き柄 母 神奈川 和子 二男 養父 養母</p> <p>父 横浜一郎 続き柄 母 横浜純子 長女 養父 養母</p> <p>夫 妻 1. 農業だけまたは農業とその他の仕事を持っている世帯 2. 自由業・商工業・サービス業等を個人で経営している世帯 3. 企業・個人商店等(官公庁は除く)の常用勤労者世帯で勤め先の従業者 数が1人から99人までの世帯(日々または1年未満の契約の雇用者は5) 4. 3にあてはまらない常用勤労者世帯及び会社団体の役員の世帯(日々 または1年未満の契約の雇用者は5) 5. 1から4にあてはまらないその他の仕事をしている者のいる世帯 6. 仕事をしている者のいない世帯</p> <p>(4)</p> <p>婚姻後の夫婦の氏・新しい本籍</p> <p>□夫の氏 □妻の氏 新本籍(左の□の氏の人がすでに戸籍の筆頭者となっているときは書かないでください) 東京都〇〇区〇〇町三丁目5 (番地) 3</p> <p>(5)</p> <p>同居を始めたとき</p> <p>昭和・平成・令和 ○年 ○月 (結婚式をあげたとき、または、同居を始めたときのうち早いほうを書いてください)</p> <p>(6)</p> <p>初婚・再婚の別</p> <p>夫 初婚 再婚 (□死別 昭和・平成・令和 年 月 日) 妻 初婚 再婚 (□死別 昭和・平成・令和 年 月 日)</p> <p>(7)</p> <p>同居を始める前の夫婦のそれぞれの世帯のおもな仕事と</p> <p>夫 妻 1. 農業だけまたは農業とその他の仕事を持っている世帯 2. 自由業・商工業・サービス業等を個人で経営している世帯 3. 企業・個人商店等(官公庁は除く)の常用勤労者世帯で勤め先の従業者 数が1人から99人までの世帯(日々または1年未満の契約の雇用者は5) 4. 3にあてはまらない常用勤労者世帯及び会社団体の役員の世帯(日々 または1年未満の契約の雇用者は5) 5. 1から4にあてはまらないその他の仕事をしている者のいる世帯 6. 仕事をしている者のいない世帯</p> <p>(8)</p> <p>夫妻の職業</p> <p>夫の職業 妻の職業</p> <p>その他</p> <p>届出人署名 (※押印は任意) 夫 神奈川 太郎 印 妻 横浜花子 印</p> <p>証人</p> <p>署名 (※押印は任意) 乙沢 三郎 印 乙沢 桃枝 印</p> <p>生年月日 大正・昭和・平成 47年 1月 15日 大正・昭和・平成 52年 3月 3日</p> <p>住所 京都市〇〇区〇〇三丁目 40番地 3</p> <p>本籍 東京都〇〇区〇〇四丁目 2番地 3</p>	<p>(1)</p> <p>(2)</p> <p>(3)</p> <p>(4)</p> <p>(5)</p> <p>(6)</p> <p>(7)</p> <p>(8)</p>

婚姻届の書き方とご注意

注

- 黒インクかボールペン等を使用し、楷書ではっきりと記入してください。
- 鉛筆・消えるボールペンなどで書かないでください。
- には、あてはまるものに、☑のようにしるしをつけてください。

1. ご持参いただくもの

- 婚姻届書
- ご本人確認資料(運転免許証、マイナンバーカード、パスポートなど)
- 住所地への届出で氏や住所に変更のある方は、マイナンバーカードをお持ちください。
- 外国籍の方との婚姻届の際などは、必要書類が個別に異なりますので、事前に区役所戸籍課にご確認ください。

2. 届出人の欄について

夫と妻が、旧姓で署名してください(押印は任意です)。

3. 証人について

成年の方2人の署名を必要とします(押印は任意です)。

4. 婚姻後の夫婦の氏・新しい本籍の欄の記載方法について

- 選択した「婚姻後の夫婦の氏」いずれかにチェックしてください。
- 新本籍欄は選択した氏の夫または妻の方が、すでに戸籍の筆頭者となっているときは書かないでください。
- 外国籍の方との婚姻届の際は「□夫の氏、□妻の氏」のチェックはしないでください。
- 外国籍の方と婚姻する方が、まだ戸籍の筆頭者となっていない場合には、新しい戸籍がつくられますので、希望する本籍を書いてください。

5. 住所変更について

住所の異動届は、時間外は取扱っておりませんので、ご注意ください。

婚姻届と同時に、住所等を変更される方は、届書には新住所を記入して、次の届出をあわせてしてください(婚姻届だけでは、住所は変わりません)。

届	届出期間	届出人	必要な書類	備考
転入	転入または転居をした日から14日以内	本人または世帯主	転出証明書*	横浜市外から異動してきたとき
転居				横浜市内で住所を異動したとき
世帯変更	変更があった日から14日以内	世帯主		世帯主の変更、世帯の分離、世帯の合併等をしたとき

*マイナンバーカードをお持ちの方で転出届の際に転出証明書の交付を受けなった方は不要です。

○住所変更について、くわしくは戸籍課登録担当におたずねください。

6. その他

印鑑登録されている方について、婚姻により氏が変わった時は、氏(旧姓)が入った登録印は抹消されます。

婚姻届の提出先については裏面をごらんください。

【見本】裏面

婚姻届の提出先

- 夫または妻になる方の、住所地または本籍のある区役所(市区町村)。
- 上記以外の区役所(市区町村)への提出など、詳しくは区役所戸籍課戸籍担当にお問い合わせください。
- 横浜市内で提出される場合、市役所・行政サービスコーナーでは受付できません。

受付時間	月曜日～金曜日 8:45～17:00
(横浜市内の区役所)	第2・第4土曜日 9:00～12:00
(休日、夜間等上記時間帯以外に婚姻届を提出される方は区役所におたずねください。)	

区役所の案内

	所在地	電話番号
鶴見区役所戸籍課戸籍担当	横浜市鶴見区鶴見中央3-20-1	045-510-1700
神奈川区役所戸籍課戸籍担当	横浜市神奈川区広台太田町3-8	045-411-7031
西区役所戸籍課戸籍担当	横浜市西区中央1-5-10	045-320-8331
中区役所戸籍課戸籍担当	横浜市中区日本大通35	045-224-8291
南区役所戸籍課戸籍担当	横浜市南区浦舟町2-33	045-341-1115
港南区役所戸籍課戸籍担当	横浜市港南区港南4-2-10	045-847-8331
保土ヶ谷区役所戸籍課戸籍担当	横浜市保土ヶ谷区川辺町2-9	045-334-6231
旭区役所戸籍課戸籍担当	横浜市旭区鶴ヶ峰1-4-12	045-954-6031
磯子区役所戸籍課戸籍担当	横浜市磯子区磯子3-5-1	045-750-2341
金沢区役所戸籍課戸籍担当	横浜市金沢区泥亀2-9-1	045-788-7731
港北区役所戸籍課戸籍担当	横浜市港北区大豆戸町26-1	045-540-2250
緑区役所戸籍課戸籍担当	横浜市緑区寺山町118	045-930-2247
青葉区役所戸籍課戸籍担当	横浜市青葉区市ヶ尾町31-4	045-978-2225
都筑区役所戸籍課戸籍担当	横浜市都筑区茅ヶ崎中央32-1	045-948-2251
戸塚区役所戸籍課戸籍担当	横浜市戸塚区戸塚町16-17	045-866-8331
栄区役所戸籍課戸籍担当	横浜市栄区桂町303-19	045-894-8340
泉区役所戸籍課戸籍担当	横浜市泉区和泉中央北5-1-1	045-800-2341
瀬谷区役所戸籍課戸籍担当	横浜市瀬谷区二ツ橋町190	045-367-5641

広告スペース

広告掲載申込書（広告付物品提供：先着順）

横浜市長

以下のとおり申し込みます。

申 込 者	所在地	〒 -	
	ふりがな 名称		
	代表者職名・氏名		
	担当者	部署名	
		ふりがな 氏名	
	連絡先	TEL/ FAX	TEL / FAX
		E メー ル	
	業種・事業内容		
ホームページ URL			

※「広告主」の欄は、申込者と異なる場合で決定済みの場合のみ記入してください。

広 告 主	所在地	〒 -
	ふりがな 名称	
	代表者職名・氏名	
	業種・事業内容	
	ホームページ URL	
申 込 内 容	ご提供いただく 物品の名称	広告付「婚姻届の書き方」
	広告内容	
	物品提供等 に係る経費	千円（概算） ※横浜市として経費縮減効果額を算定するための参考として 使わせて頂きます。
個人情報の収集	<p>有 ・ 無</p> <p>⇒有の場合（該当するものにチェックしてください） <input type="checkbox"/>名前 <input type="checkbox"/>住所 <input type="checkbox"/>電話番号 <input type="checkbox"/>E-mail <input type="checkbox"/>年齢 <input type="checkbox"/>性別 <input type="checkbox"/>その他（ ） <input checked="" type="checkbox"/>収集対象（「例：「中学生以下」「65歳以上」」） <input checked="" type="checkbox"/>収集規模（「例：アンケート配布数 ○部」）</p>	
誓約事項	<ul style="list-style-type: none"> ・横浜市の広告関連規程を遵守します。 ・横浜市暴力団排除条例 第2条第2号から第5号に定められた者に該当しません。また、誓約事項に反しないことを確認するため、横浜市から役員名簿等の提出を求められたときは、速やかに提出し、横浜市が本誓約書及び該当役員名簿等を、神奈川県警察に提供することに同意します。 ・横浜市税の滞納はありません。横浜市が申込者及び広告主の市税納付状況調査を行うこと、また、当該調査により滞納を確認した場合には、滞納者の氏名等を公表する可能性があることに同意します。 ・誓約事項と相違する事項が判明した場合、又は当該誓約事項に反した場合に、契約の相手方としないこと、契約解除を行うこと等、横浜市が行う契約に係る一切の措置について、異議の申立てを行いません。 	

※ご記入いただいたEメールアドレス宛に横浜市広告情報メールマガジン（広告媒体に関するお知らせ）の配信を希望されますか。（希望する・希望しない・登録済）